



畠山建設株式会社

畠 山 会 会 則

平成21年 5月24日 第1回改正
平成22年 6月27日 第2回改正

(総 則)

第1条 本会は、畠山会と称する。

第2条 本会は、畠山建設株式会社（以下「会社」とする）の協力業者を以て、会員とし、これを組織する。

第3条 本会の事務局は、会社に設置する。

(目 的)

第4条 本会は、会社の発展に協力する他、会員相互の繁栄と親睦をはかることを目的とする。

第5条 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 業務等連絡及び協議
- 二 会員及び会社社員、その他に対する慶弔慰
- 三 会員及びその従業員と、会社従業員との親睦行事
- 四 旅行、その他の親睦行事
- 五 労働災害の防止活動の推進

第6条 本会に加入する者は、会社と1年以上の取引を有し、且つ取引に継続性が見込まれる業者で、会社または会員の推薦により役員会に諮り、顧問の同意を得て会員となることができる。

ただし、特別な事情がある場合は、会社との1年以上の取引が無くとも、同様の審議を経て、会員となることができる。

第7条 会員は次の各号の一つに該当した場合、その資格を失う。ただし、退会は事前に役員会に諮り、顧問の同意を得てその処理を決定する。

- 一. 会社に対し、不誠意な行為のあった者
- 二. 本会の名誉を汚す行為のあった者
- 三. 1年以上の会費の納入を怠った者
- 四. 明確な理由なく、数回に亘り会の行事に参加しない者

(役員及び事務局)

第8条 本会運営のために、次の役員及び事務局員を設置する。

会 長	1名
副 会 長	2名
理 事	4名
会計理事	2名
監 査	2名
顧 問	1名
事務局員	1名

第9条 役員を選出は、会員の互選により、顧問の同意を得る。

第10条 会長及び副会長は、役員互選による。

第11条 顧問は、会社の代表取締役とする。

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第13条 理事は、本会の運営にあたり、会務を処理する。

第14条 会計理事は、本会の会計総務を処理する。

第15条 監査は、会計監査を行う。

第16条 本会に、相談役を置くことができる。

相談役は、会社または本会会員の中から、功労のあった者を役員会で選考推薦し、顧問の同意を得る。

(会 議)

第17条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

第18条 総会は年1回、役員会は年2回開催する。ただし、特に必要が認められる場合には、臨時総会及び臨時役員会を開催することができる。

第19条 総会は、次の事項を審議し、議決または承認をするものとする。

- 一. 事業報告
- 二. 決算報告及び予算案

